入会に関するQ&A

Q1:入会までの流れは?

A:会員区分をご確認の上、入会フォームに入力し送信してください。理事会承認を経て、 入会金及び年会費をお支払いいただく流れとなります。

Q2:入会金及び年会費の支払時期は?

A: お申込いただいた時点から次に開催される理事会にて入会承認後、請求書を発行させていただきます。お支払い期限は請求月の翌々月末日となります。

Q3:年会費はいつからいつまでの期間に対応しますか?

A: 入会月(理事会承認月)から12か月間です。

Q4:次年度の年会費支払時期は?

A: 毎年入会月(理事会承認月)の20日にご請求いたします。

Q5:入会金及び年会費は消費税の課税対象ですか?

A: 消費税の課税対象にはなりません。対価を得て行うことに当たらない取引となります ので「不課税」となります。

Q6:入会金は、退会時に返還されますか?

A:入会時の手数料となりますので、退会時に返還はいたしません。

Q7: 賛助会員と法人会員、どちらに該当するか迷っています。

A:法人会員は流通、包装なども含む食品関連事業者で、認証の対象となり得る企業、団体が対象です。

賛助会員は、認証機関、認定機関、研修機関、金融機関、コンサルティング会社など、 食品のサプライチェーンに直接関係しない企業、団体が対象です。

Q8:「連結対象法人・HD カンパニーに属する法人」の場合の入会金及び年会費は?

A: 親会社やホールディングカンパニーが連結売上規模に基づいて入会金及び年会費を 納入されている会員の場合、その企業の連結子会社は、個別に入会金及び年会費を納 入することなく会員資格が得られます。(入会申込書類は必要です)

Q9: 「売上規模を示す資料」について。経理情報非公開の場合は?

A: 当協会の法人会員、賛助会員の年会費は、売上規模により異なります。 支払依頼書発行の際、ご請求額の根拠となる資料が必要となります。 公開している資料がない場合などは、売上規模を証する以下の資料のご提出をお願い しています。

- ① 直近3ヵ年平均の売上高を記載した申告書
- ② (上記①の対応が困難である場合) 当協会会費区分のうち、どの区分に該当するかの申告書
- ※①、②とも、フォームの指定はありません。社印の押印をお願いします。